

かごしま多文化共生社会推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域において、国籍や民族など異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きていくような多文化共生社会の実現を図るため、予算の定めるところにより、在留外国人が住みやすく、また、在留外国人と地域住民の交流を促進する取組等（以下「補助事業」という。）を実施する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は次に掲げるすべての要件を満たす自治会（地縁による団体）、特定非営利活動法人、各国友好団体等とする。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体

ウ 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
補助事業を実施するために直接必要となる経費で別表に掲げるもの	補助対象経費の10分の10以内の額で、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額し、10万円を上限（千円未満の端数は切り捨て）とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（別記第1号様式別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった

場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

- (3) その他、規則、この要綱の定めに従うこと。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の総額又は補助金額の30パーセントを超える増減

- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第3号様式別紙1）

- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式別紙2）

- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業遂行の状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第6号様式別紙1）

- (2) 収支精算書（別記第6号様式別紙2）

- (3) 証拠帳票類の写し

- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（別記第8号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の交付）

第12条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第9号様式のとおりにする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，令和 2 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

経費区分	経 費 の 内 容
報 償 費	講師等謝金等
旅 費	講師の交通費・宿泊費等
需 用 費	印刷費，消耗品費，材料費等
役 務 費	通信費，運搬費等
使 用 料 等	会場使用料，入場料，貸切バス料金等
そ の 他	その他知事が特に必要と認める経費

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
団体名
代表者名

年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金交付申請書

年度においてかごしま多文化共生社会推進事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第 3 条及びかごしま多文化共生社会推進事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

第 1 号様式別紙 1 （第 4 条関係）

事 業 計 画 書

申請団体		
① 取組名		
② 活 動 の 目 的 及 び 内 容 等	(趣旨・目的)	
	(実施時期, 実施回数)	(実施場所・施設名)
	(内容)	
	(団体参加者数) (うち在留外国人参加者数)	(一般参加予定者数)
	(期待される効果)	
	(事業終了後の取組内容)	

第 1 号様式別紙 1 （第 4 条関係）

団体の概要

団体名		代表者	職	
			氏 名	
住所（所在地）		電	話	
		ホームペー	ージアドレス	
設立年月日				
実 施 体 制	(事業を実施する担当者等)		(参加する在留外国人等)	
活 動 ・ 実 績				
現 在 の 課 題				

※ 規約等を添付すること。

※ 団体等の直近 1 年間の事業報告書及び収支報告書又はこれに代わるものを添付すること。

※ このほか団体等の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料があれば添付すること。

第 1 号様式別紙 2 (第 4 条関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

収入の項目	積算根拠	予算額
(1) 自己資金等		
(1) 小 計		
(2) 補助金等 県補助金		
(2) 小 計		
(3) その他		
(3) 小 計		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

補 助 対 象 経費の項目	積算根拠	補助対象 経 費 (A)	仕入控除 税 額 (B)	交付申請額 (A－B)
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料等				
その他				
合 計				円
				※ ² 千円

※¹ 収入の合計と支出の合計を一致させてください。

※² 交付申請額の合計欄には千円未満の端数を切り捨てた額を下段に千円単位で記載してください。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 年度かごしま多文化共生社会
推進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下
記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 上記(1)、(2)のほか、鹿児島県補助金等交付規則及びかごしま多文化共生社会推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) なお、補助金額の増額を伴う補助事業の内容変更を行う場合は速やかに連絡すること。

第3号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
団体名
代表者名

年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度
かごしま多文化共生社会推進事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びかごしま多文化共生社会推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3) その他必要な書類

第 3 号様式別紙 1（第 7 条関係）

事 業 変 更 計 画 書

1 事業の変更点及び変更理由

2 事業の内容

3 事業の実施（完了）年月日 年 月 日

4 事業の実施場所

第3号様式別紙2（第7条関係）

変 更 収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

収入の項目	積算根拠	予算額
(1) 自己資金等		
(1) 小 計		
(2) 補助金等 県補助金		
(2) 小 計		
(3) その他		
(3) 小 計		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

補 助 対 象 経費の項目	積算根拠	補助対象 経 費 (A)	仕入控除 税 額 (B)	変 更 交付申請額 (A－B)
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料等				
その他				
合 計				円
				※ ² 千円

※¹ 収入の合計と支出の合計を一致させてください。

※² 変更交付申請額の合計欄には千円未満の端数を切り捨てた額を下段に千円単位で記載してください。

第 4 号様式（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度かごしま多文化共生
社会推進事業の変更については，鹿児島県補助金等交付規則第 7 条の規定によ
り承認します。

第5号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度かごしま多文化共生社会推進事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

第 6 号様式（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
団体名
代表者名

年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度かごしま多文化共生社会推進事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及びかごしま多文化共生社会推進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 証拠帳票類の写し
- 4 その他必要な書類

第 6 号様式別紙 1 (第 10 条関係)

事 業 実 績 書

団体名			
① 取 組 名			
② 活 動 の 実 施 結 果 等	(趣旨・目的)		
	(実施時期, 実施回数)		(実施場所・施設名)
	(内容)		
	(活動の成果)		
	(添付資料等) ☐ ポスター ☐ チラシ ☐ プログラム ☐ 図録 ☐ 記事 ☐ 写真 ☐ ビデオ ☐ その他 ()		
	(事業終了後の展開)		
	(課題)		
(団体参加者数) (うち在留外国人参加者数)		(一般参加者数)	
担 当 者 連 絡 先	関係書類送付先住所〒 事務担当者職名 氏名 (ふりがな)	電話番号 (勤務先・自宅・携帯) — — FAX 番号 — — E-mail	

第 6 号様式別紙 2（第 10 条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

（単位：円）

収入の項目	内訳	精算額
(1) 自己資金等		
(1) 小 計		
(2) 補助金等 県補助金		
(2) 小 計		
(3) その他		
(3) 小 計		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

補 助 対 象 経費の項目	内訳	予算額	補助対象 経 費 (A)	仕入控除 税 額 (B)	精算額 (A－B)	予算額と 精算額の 差 額
報償費						
旅費						
需用費						
役務費						
使用料等						
その他						
合 計					円	
					※ ² 千円	

※¹ 収入の合計と支出の合計を一致させてください。

※² 精算額の合計欄には千円未満の端数を切り捨てた額を下段に千円単位で記載してください。

第 7 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事



年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金交付確定
通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

なお、補助金に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙第 8 号様式により速やかに報告してください。

記

交付確定額 金 円

第 8 号様式（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住 所
団体名
代表者名

年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

かごしま多文化共生社会推進事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により，下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

円

※別紙として積算の内訳を添付すること。

※課税事業者の場合であっても，単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

第 9 号様式（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
団体名
代表者名

年度かごしま多文化共生社会推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく 年度
かごしま多文化共生社会推進事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金
等交付規則第 16 条の規定により，下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

預金口座

銀行 本店・ 支店
普通・当座
口座番号
フリガナ
名義人